

「集団的消費者被害回復訴訟制度」早期創設運動の進捗状況について

消費者庁は、今国会に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（仮称）」を提出予定です。自民党消費者問題調査会では、「慎重な議論」を求める意見などが出されました。これを受けKC'sは「集団的消費者被害回復訴訟制度」早期創設運動の賛同団体の他の団体とともに国会議員への要請活動を行っています。

日米欧の経済7団体が2013年3月25日に「日本での集団訴訟制度導入に反対する緊急提言」を発表したことを受けて、京都消費者契約ネットワーク、ひょうご消費者ネット、KC'sは、被害を受けた消費者が泣き寝入りしている現状を何とかしたいということから以下の「緊急アピール」をまとめ発表しました。

2013年3月27日

集団的消費者被害回復制度の早期実現を求める緊急アピール

適格消費者団体
特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク(KCCN)
特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (KC's)

現在、政府においては消費者庁が中心となって「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」（以下、「法律案」といいます。）のとりまとめを行っています。この法律案はこれまで情報力や交渉力の格差などのために必ずしも十分には被害回復が図られてこなかった消費者被害のより実効的な救済を実現するものであり、私たちが長年にわたり強くその実現を求めてきたものです。私たちは、これまで消費者問題に携わってきた者として、このような政府の取り組みを高く評価します。

この法律案に対しては、拙速な立法であるとか、濫用のおそれがあるとか、企業の競争力を損ない経済再生のプロセスにも悪影響を及ぼすなどといった批判がなされています。しかし、このような批判はいずれも法律案が提案されている経緯やその内容を十分理解していないものです。私たちは、政府のとりまとめや国会議員の方々の議論においてはこのような批判に影響されないことを強く望みます。

そもそも、2006年以降の国会において集団的消費者被害回復制度の検討を求める附帯決議が度々なされるとともに、2009年の消費者庁設置法附則では3年を目途に必要な措置を講じることが定められました。2007年OECD理事会勧告でも消費者被害救済のための集団的訴訟制度の導入が提言されています。この法律案は、このような経緯のもとに消費者庁や消費者委員会において事業者団体関係者も含む有識者による検討委員会等を設けて数々の議論を

重ねた結果を踏まえて、ようやく取りまとめられようとしているものであり、拙速な立法との批判は当たらず、むしろ遅きに失したとさえいえるものです。

この新しい制度はもともと消費者にはなかった権利を新たに認めるものではありません。健全な企業であれば当然なすべきことを求めるにすぎないものです。企業活動を不当に制約するのではないかといった批判に対しては、消費者の利益の適切な擁護無くして、公正な市場の持続的な発展、適切な経済成長はあり得ないこと、消費者の利益を犠牲にして経済成長を図るなどということは成熟した先進国がもはや取るべき政策ではないということを明確に指摘しておきたいと思えます。

政府や国会議員の方々におかれては、「国民に新たな活力を与え、生活の質を高めるために、これまでの生産者・供給者の立場からつくられた法律、制度、さらには行政や政治を国民本位のものに改めなければ」ならない（福田康夫内閣総理大臣（当時）による施政方針演説（2008年1月18日））という消費者庁設置当時の理念を改めて思い起こし、集団的消費者被害回復のための新たな訴訟制度を早期に実現していただくよう、ここに強く求めて私たちの緊急アピールといたします。

以上

3月29日には同趣旨の「緊急アピール」が47団体の賛同で発表されました。（詳しくは全国消団連HPまで <http://www.shodanren.gr.jp/>）

4月4日衆議院消費者問題特別委員会で担当の森大臣は今国会に法案を提出すると発言しました。

未だ見通しは不透明ではありますが、今後与党内で了承されれば閣議決定、法案提出へと進むこととなります。

行事のご案内

2013年度 消費者支援機構関西 (KC's) 通常総会・シンポジウムのご案内

◇日 時：2013年6月22日（土）
13時30分～17時

◇場 所：エルおおさか
南館5階 南ホール
（京阪・地下鉄 天満橋駅から
土佐堀通り西へ5分）

◇内 容：通常総会
シンポジウム予定

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（内閣総理大臣認定 適格消費者団体）

KC's NEWS

No.42
2013.4.10

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1
天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730
eメール：info@kc-s.or.jp

消費者庁・消費者団体訴訟制度シンポジウムのご報告

消費者庁主催 消費者団体訴訟制度シンポジウム STOP!消費者被害 ～消費者団体訴訟制度ってなんやねん?～

このシンポジウムは消費者庁が消費者団体訴訟制度の普及啓発のために全国5地域で開催。関西では競争入札でKC'sが受託し2013年3月14日14時～16時に新大阪で開催し、76人が参加しました。

まず、適格消費者団体の差止請求活動の報告として京都消費者契約ネットワーク事務局の増田朋記弁護士より、冠婚葬祭互助会に対する差止裁判の成果などの報告がありました。また、消費者ネット広島の出田延廣副理事長より、成人式の貸衣装のキャンセル条項の差止裁判について和解で改善された成果などの報告がありました。

続いて落語家の林家染二さんに「消費者被害と消費者団体訴訟制度」をテーマとした落語を演じていただき、笑っているうちに悪質商法の手口を学ぶことができました。

休憩をはさんで消費者委員会の専門調査会委



『2012年度京都消費者問題セミナー 「高齢者ビジネスとその被害PARTⅢ」』開催のご報告

京都消費者問題セミナーは、京都消費者契約ネットワーク、コンシューマーズ京都、KC's、京都生活協同組合、京都府生活協同組合連合会

員として制度の審議にかかわってこられた大高友一弁護士から、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の解説をいただきました。

その後「消費者団体訴訟制度による差止訴訟の到達と新制度への期待」というテーマでパネルディスカッションを行いました。コーディネーターは京都産業大学法科大学院法務研究科長の坂東俊矢さん、パネリストは弁護士でひょうご消費者ネット理事の上田孝治さん、全国消費生活相談員協会関西支部長の安田順子さん、奈良県生活協同組合連合会専務理事の辻由子さん、大高友一弁護士。消費者団体訴訟制度の創設時の期待を大高弁護士から紹介してもらいました。続いて、ひょうご消費者ネット、KC's、全相協がそれぞれ取り組んで来た差止活動の成果が紹介されました。その後、上田弁護士から制度の到達点、課題が紹介されました。最後に、大高弁護士が新制度によって実現したかったこと、消費者被害の発生や拡大を防止する消費者団体訴訟制度から消費者被害が回復できる新制度の早期成立への期待が話されました。

まとめとして京都消費者契約ネットワークの増田弁護士が、現在の制度の活用と消費者の泣き寝入りを改善するため新制度の早期成立を目指して引き続き消費者被害を防止し、回復する活動を進めていこうと呼び掛けて終了しました。

の共催で毎年京都市内で開催しています。今回は、「高齢者ビジネスとその被害PARTⅢ」というテーマで2013年3月6日13時30分よ

り登録会館2階で開催しました。70人が参加しました。

2010年度からはじまったテーマ「高齢者ビジネスとその被害」の3回目。有料老人ホームと葬祭事業についてその実態を知っていただき、考えていただくとともに、立法化が予定されている集团的消費者被害回復制度について、理解を深める目的で開催しました。

今後、ますます進む高齢化社会のなかで、増え続ける多種多様な高齢者ビジネス、選ぶ側の消費者にしっかり実態を把握いただき、上手な選択をするための学習の場となりました。また実際トラブルに遭遇した際の対処の仕方について理解を深めました。

KC'sからも適格消費者団体の役割と意義、集



团的消費者被害回復制度についても報告しました。今後消費者は消費者団体を支え動かすことが重要だということを理解してもらおう機会となりました。

2012年度ひょうご消費者セミナー ～消費者はもう泣き寝入りせえへんでーを神戸で開催し130人が参加しました。



コープこうべ、兵庫県生協連合会、ひょうご消費者ネット、KC'sの4団体共催で2013年3月12日13時～15時30分兵庫県民会館パルテホールにて

2012年度ひょうご消費者セミナーを130人の参加で開催しました。兵庫県、神戸市に後援いただきました。

コープこうべ山添常勤理事の挨拶のあと、消費者団体出身の消費者庁阿南久長官から「消費者庁の現状と今後の課題」について、消費者に対して注意喚起しているとりくみ、長官就任以降各地の行政の首長と消費者行政について懇談したり、職員に様々な研修として現場に赴くように指示していることなどの紹介がありました。また、今年度の施策や重点を置いている集团的消費者被害回復制度について導入の決意が述べられました。

その後、大阪大学学生劇団「ちゃうかちゃん」とKC's西島事務局長の解説による寸劇で、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度を学納金の問題を例に、新制度が実施されれば具体的にどのようになるのかを見ていただき理解を促しました。

休憩後のパネルディスカッションではコーディネーターにKC's常任理事の二之宮義人弁護士、パネリストとして、兵庫県生活科学総合センター

主幹兼相談調査課長の本多三洋子さん、兵庫県立大学環境人間学部環境人間学科2回生の村上りささん、ひょうご消費者ネット理事の上田孝治弁護士に登壇いただきました。兵庫県では69,000件の消費者被害が起きており、IT関係が1位を占めていることなどの報告が本多さんからありました。学生の被害の現状を村上さんが報告。消費者団体訴訟制度に基づく専門学校の前払い授業料の返還についての差止活動について上田弁護士に報告いただきました。

後半では新制度のしくみ、必要性がわかりやすく紹介され、参加者の理解が深まりました。最後に、「長官への質問カード」で寄せられた意見や質問に対して阿南長官に丁寧に答えていただきました。

参加者からは、消費者庁への期待、長官の誠実な人柄への好感、寸劇やパネルディスカッションを通じて、消費者団体訴訟制度と集团的消費者被害回復制度の必要性が非常によくわかるいいセミナーだったとの感想が寄せられました。



この間の差止裁判・申入れ活動のご報告

賃貸住宅事業者株明来の契約条項差止訴訟の大阪地裁2012年11月12日判決の敗訴部分について大阪高等裁判所に11月26日控訴していましたが、2013年3月19日の裁判にて、KC'sから意見陳述を行いました。

2012年11月12日株明来の契約条項に対する差止訴訟についての判決言渡しが、大阪地方裁判所でありました。

判決はKC'sの主張を一部認め、「賃借人に対する後見開始・保佐開始の審判・申立てがあったときに契約を解除できるとの意思表示を行ってではなく、そのような条項を記載された契約書ひな形を廃棄する」旨を命じました。しかし、それ以外のKC'sの差止請求をいずれも棄却しました。

棄却された敗訴部分すべてについて、2012年11月26日大阪高等裁判所に控訴し、2013年3月19日に裁判が行われました。KC'sより代理人の弁護士によるこの裁判の意義を述べる意見陳述を行いました。次回裁判は5月23日となっています。

判決・控訴について詳しくは
KC'sホームページトピックス欄からご覧ください。
消費者支援機構関西 検索 クリック

賃貸住宅事業者の株明来に対して、差止が認められた部分についての間接強制を大阪地裁が決定しました。

株明来は、2012年11月12日大阪地裁の仮執行宣言付判決により、同社が消費者との間で建物賃貸借契約を締結するに際し、賃借人に対する後見開始又は保佐開始の審判や申立てがあったときに契約を解除できるとの意思表示を行ってはないと命じられています。

同社に対して2012年12月19日付「間接強制申立書」、2013年1月9日付「申立書補充書」にて、「違反行為1回あたり50万円の違約金を科す」という内容を大阪地裁に申立てていましたが、KC'sの主張を認める決定を2013年2月5日

に出しました。
<注：間接強制とは…判決等で命じた内容について、これに従わない場合に金銭の支払を命じることにより、判決等の内容を守ることが経済的に強制することをいいます。>

情報提供のお願い この間接強制決定が同社へ送達された2013年2月6日以降の契約で同社が上記(太字部分)契約条項を使っているのを見つけれられた場合、情報提供をKC's情報受付窓口(06-6945-0729)まで、お願いいたします。

通貨選択型投資信託を運用する会社15社全社に終了の連絡を送付しました。

通貨選択型投資信託の交付目論見書における「為替ヘッジ」、「為替ヘッジ取引」、「為替ヘッジプレミアム」、「為替ヘッジコスト」等、「為替ヘッジ」及びそれに類する文言についてKC'sでは検討を進めてきました。その結果、消費者が「より為替リスクの低い商品」と誤認を招く恐れがあるため、削除または別の表現に変更するよう、通貨選択型投資信託運用会社15社に対し申入れを行い、各社から改善を行う旨回答を得ました。

回答内容を検討した結果、一部見解に違いがあるものの、問題視していた表示を変更する具体的な方針が示されていることから、申入れの趣旨に沿った回答と判断いたしました。

また、社団法人投資信託協会からは、2012年12月14日付で、KC'sの申入れの趣旨に沿った「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正案が示されたことから、業界を挙げて、表

示が変更される期待が相当程度高まったと考えています。

そこで、2013年1月15日を基準日として交付目論見書を確認し、申入れの趣旨に沿った表示がなされていた事業者、前記回答に改定予定日を明記した10社に対し、申入れ活動の終了通知を送付し活動を終了しました。しかし、具体的な変更点、時期などが不明確な5社に対して再お問い合わせを行い、その後残りの5社より、改定予定日を明記した回答があったため、残り5社に対しても申入れ活動の終了通知を送付し活動を終了しました。今回の申入れ活動は申入れた15社すべてと、投資信託協会でも表記指針の改善がされるという大きな成果がありました。

詳しくは
KC'sホームページトピックス欄からご覧ください。
消費者支援機構関西 検索 クリック